

不良により行けないことを伝えたのに、「指導指示に従わず、弁明の機会を与えたがこれを拒否した為。」として保護を廃止されたため。

第2 処分庁の弁明

平成21年9月7日付け、岡南福第1473号により処分庁から提出された弁明書に記載のとおり。

第3 当庁の認定事実

審査請求書、弁明書、反論書、処分庁から提出のあった請求人に関する保護決定通知書、ケース記録、証拠書類等の物件によれば、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成21年7月31日まで、岡山市南区南福祉事務所で生活保護を受給していたこと。
- 2 処分庁職員は、平成21年7月14日に請求人の家主から請求人の家賃の滞納の話を聞いたこと。
- 3 処分庁職員は、平成21年7月21日に電話により請求人と家賃の滞納の話をしたところ、請求人が払っているとの申立てであったため、家賃の支払証明を求めたこと。
- 4 処分庁職員は、平成21年7月23日に請求人の居宅を訪問し、同月22日付けの指導指示書を渡すことにより家賃の支払証明を同月31日までに提出するよう文書で指導指示を行ったこと。
- 5 処分庁職員は、平成21年8月4日に請求人の居宅を訪問し、玄関に聴聞通知書を置いて帰り、請求人は同日これを確認していること。
- 6 請求人は、平成21年8月4日に架電により、同月5日の聴聞に行けないことを処分庁職員に伝えていること。
- 7 請求人は、聴聞の日である平成21年8月5日に聴聞の会場に出向かず、弁明をしなかったこと。
- 8 処分庁は、平成21年8月6日に「住宅扶助費が家賃として支払いに適正に充てられていない可能性が高く、家賃の支払い状況を証明する書類を提出するように、との指導指示に従わず、弁明の機会を与えたがこれを拒否した為。」との理由で保護の廃止の処分を行ったこと。

第4 当庁の判断

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者がこれに従わなかったときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第3項）とされており、具体的な指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、以下のとおり示され示されている。

(1) 法第27条による指導指示

ア 口頭による指導

(ア) 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、処遇方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ 文書による指導

(イ) 一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。

(イ) 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

(2) 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

ア 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。

イ 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止、又は廃止の処分決定を行う。

これを本件処分についてみると、処処分分庁は、平成21年7月14日に請求人の家主から請求人が家賃を滞納している旨の情報を得たことから、同月21日に、

請求人に対し、家賃の支払を証する書類の提出を求めているが、その後、処分庁は請求人に何の指導指示もせず、同月23日に文書による指導指示を行っている。これは、(1)ア(ア)及び同イ(ア)に反していると認められる。また、文書による指導指示を行った後も、同年8月4日まで請求人の状況を確認していない。これは、(1)イ(イ)に反していると認められる。さらに、同日に、同月5日の聴聞の実施を通知しているが、これは請求人が弁明の準備をするにはその期間が短過ぎ、また、請求人が体調不良により聴聞に出席できないと申し立てたことについて、出席できない理由が正当なものであるかを判断するために必要な書類を提出させる等十分な確認をする必要があったがこれをせず、同月6日のケース検討会議において、請求人は正当な理由がなく聴聞を欠席したと判断し、本件処分を行っている。これは、(2)のア及びイを適正に行っているとは認められない。これらのことから、本件処分は、処分庁において必要な手続を欠いたうえで行われたものであり、不当であると認められる。

なお、請求人は、処分庁が口頭による家主からの聞き取りのみで、請求人が家賃を支払っていないと判断するのは不当である旨の主張をしているが、処分庁は、家賃の未払の可能性を知り、その事実の確認のために証明書の提出を求めたものであり、その時点で、家賃の未払であると、確定的に判断しているわけではない。

保護の廃止理由は、処分庁による家賃支払証明の提出指示を請求人が遵守しなかったこと(法第27条違反)であり、家賃の未払そのものが理由となっているわけではない。

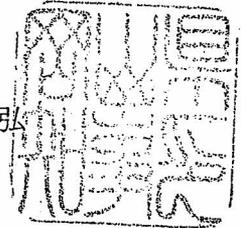
また、請求人は、処分庁の担当者が自ら家賃支払証明を徴取する旨を発言していたにも関わらず、結局自ら徴取していないことを主張しているが、家賃支払の事実確認の方法として、被保護者である請求人に証明書を取得するよう指導するか、処分庁が職権で調査するかを最終的に判断するのは処分庁の裁量に委ねられているものであり、結果として処分庁が自ら調査する手段を選ばなかったとしても、それをもって不当とは判断できない。

さらに、請求人は、家賃支払証明については、家主が発行してくれない旨の主張をしているが、請求人が、実際に家主に当該家賃支払証明書の発行を求めたと認められる証拠はなく、本件審査請求の提起後に処分庁が家主から聴取した内容から判断しても、当該請求人の主張は採用できない。

以上のことから、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成21年10月16日

岡山県知事 石井正弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした岡山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決をした岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。

岡南福第 1473 号
平成 21 年 9 月 7 日

審査庁 岡山県知事 石井正弘様

処分庁 岡山市南区南福祉事務所長 上山俊明



弁明書(副)

(一) 事件の表示

審査請求人 [REDACTED] が平成 21 年 8 月 19 日付で提起した処分庁が平成 21 年 8 月 6 日付で行った生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づく保護の決定についての審査請求。

(二) 弁明の趣旨

『本件審査請求を棄却する。』との裁決を求める。

(三) 弁明の内容

平成 21 年 7 月 15 日、主宅の家主より、主に対する生活保護を止められているため収入がなく、家賃を支払うだけの収入がないことを理由に、主から 2 年分以上の家賃を支払ってもらっていないとの情報を得たため、同年 7 月 21 日、主に対して、住宅扶助費として家賃相当額を支給しているにもかかわらず家賃の不払いがある場合、保護費の目的外使用になり返納のおそれがある旨忠告し、主に対して家賃の支払状況について確認したところ、「家賃の滞納はあるが従前からのものであり、3 ヶ月程度遅れながら毎月きちんと納めている。」「平成 21 年 4 月分までは支払い済みである。」「遅れながら支払うことについては家主の了解を得ている。」との訴えであった。主訴と家主の訴えが大きく隔たりを見せるため、この事実確認のため、主に対し、家賃の支払状況を証する文書を提出するよう口頭にて指導を行った。しかしながら、主は家賃の支払状況を証する文書(家主の証明・振込関係書類)の提出について指示するも、「振込金融機関([REDACTED])では証明書の提出はできない。」「家主は話にならない。」とのことで、提出ができない旨訴えるため、前述の訴えのとおり家賃の支払いをきちんと行っているにもかかわらず、家主が証明してくれないのは通常では考えられないため、家主に証明書の作成を依頼してみるよう再度指示を行うとともに、証明となる何らかの書証を提出するよう指示した。

しかしながら、この指示に従う様子が全く見受けられなかったため、厚生労働省社会・援護局長通知第 11-2-(4)に基づき、平成 21 年 7 月 23 日、同月末日までに当該書証を提出するよう法第 27 条の規定による文書指導を行った。

ところが、主はこの文書指導にも従わず、その意志をも示さなかったため、平成 21 年 8



月4日、法第62条第4項の規定により、弁明の機会を与える旨を記した聴聞通知書を自宅に持参したが、不在であったため玄関に差置きして帰所したところ、主より電話があり、「先に書面(手紙)にて連絡したとおり、怪我をして自転車に乗れないため来所できない。」「家主に頼んでみたが作成してもらえなかった。家主はマンション住まいでなかなか連絡が取れない。」とのことであったが、手続上聴聞手続きを行い、指導指示に従えない理由が妥当であるかどうかを判断する必要があるため、通常そのような状態であれば自宅にて静養しているはずなので、主が来所できないようであれば自宅を訪問し、聴聞の機会を設けることもできるため、都合の良い日時・場所を教えてもらいたい旨提案するも、この提案自体を拒絶したため、自宅での聴聞すら不可能な状況を自ら作り上げたばかりか、当該指導に係る経過に不満を連ねるだけで、本指示事項に従うことのできない正当な理由を示すこともなく、本指示事項の実現についてその努力を全く拒否したものである。それ故、聴聞期限である8月5日を経過した翌8月6日に法第62条第3項の規定及び厚生労働省社会・援護局長通知【問(第11の1) 答なお書き】を適用し、指導指示期限である平成21年7月31日の翌日である8月1日付をもって廃止決定処分を行った。

なお、通常の手続きでは一旦保護停止処分とするべきとも思料されるが、当該指示事項に従うことについて、地区担当者や家主に対する不信・不満に責任を転嫁して妥当な理由を申し述べず、聴聞機会の提供についても自ら拒絶する等、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるため、厚生労働省社会援護局保護課長通知【問(第11の1) 答3(3)】により、廃止の取扱いとしたものである。

したがって、本件処分には違法又は不当な点はなく、適法かつ正当な処分である。

なお、当所が行った家主への調査によれば、生活保護受給中の平成17年7月から平成21年7月までの間において、家賃の支払いを行っているのは49ヶ月中21ヶ月分であり、平成21年中においては2ヶ月分のみであり、滞納金額は合計で■■■■円に及んでいることが判明した。また、家主の話では、主に対しての口頭指導(7月21日)の後、近隣に居住しているにも関わらず、主からの書証作成の依頼に係る連絡はなく、当該指導指示内容を実現しようとする努力を全く欠いているばかりか、「家主に頼んだが証明書を作成してくれない。」といった虚偽の申告を当所に行うことで、指導指示事項の実現の努力を装うといった悪質性も見受けられるものである。また、書証の提出についても、当所より家主に対して依頼したところ依頼翌日には提示を受けることができたことから、主が真に指導指示事項の実現に努力を行っていたとすれば、期限内に当該書証の提出といった指導指示内容の実現は十分に可能であったと判断せざるを得ない。

また、主は再三の生活保護費の不正受給の事実もあり、その徴収金の納付についても誠実に実行されているとは認められず、適正な生活保護受給者としての態度が全く認められない。その故、本事件に関しては、生活保護により住宅扶助の支給を受けながら、家主に対して、「収入がないため家賃の支払いができない。」と訴えることにより、悪意をもって定期的な家賃の支払いを忌避している点から意図的に住宅扶助相当額を詐取しようとした

と考えられる。そのため、刑事訴訟法第239条第2項の規定により、不当に生活保護費（住宅扶助）を詐取しようとした罪（詐欺罪）により刑事告発を検討しているものであることを申し添える。

※参 考

<過去の不正受給歴>

1. 長女が平成13年11月～12月まで就労収入を得ていたにも関わらず、その申告を怠り不正に生活保護費を受給した。

不正受給額 ■■■■■ 円

（うち徴収済額 98,900 円（最終納付 平成17年8月25日））

2. ■■■■■に交通事故に遭い、損害賠償金及び後遺障害保険金を受領したにもかかわらず、当所へは未受領である旨の不実の申告を行い、不正に生活保護費を受給した。

不正受給額 ■■■■■ 円

（うち徴収済額 235,000 円（最終納付 平成19年7月19日））

3. 平成18年中に就労して得た収入を申告せず、不正に生活保護費を受給した。

不正受給額 ■■■■■ 円

（うち徴収済額 128,220 円（平成21年6月5日完納））

4. 平成19年1月に得た就労収入について申告せず、不正に生活保護費を受給した。

不正受給額 ■■■■■ 円

（うち徴収済額 30,000 円（最終納付 平成21年7月7日））

5. 平成20年1月～2月に得た就労収入について申告せず、不正に生活保護費を受給した。

不正受給額 ■■■■■ 円

（うち徴収済額 34,871 円）